

## 令和6年度 第74回社会を明るくする運動活動募金について

(健康福祉部 社会福祉課長)

### 1 要旨

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちへの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとするものです。

### 2 依頼者

伊豆中央地区保護司会長 土屋 龍太郎

(旧大仁地区保護司会)

伊豆中央地区更生保護女性会長 横島 タカ江

(旧大仁地区更生保護女性会)

### 3 依頼内容

#### (1) 募金額

1世帯当たり100円の御協力をお願いします

#### (2) 納入期日

令和6年7月31日(水)頃までをお願いいたします

#### (3) 納入先

お取りまとめいただいた活動資金は、配布する納付書に金額、世帯数を記載し、納付書に記載の金融機関等で納入をお願いいたします。

### 4 活動募金の使い道

区民の皆様に御協力いただいた募金は伊豆市における啓発活動及び街頭啓発活動等に活用されます。

令和6年4月24日

区長・町内会長 様

伊豆中央地区保護司会 会長 土屋 龍太郎  
伊豆中央地区更生保護女性会 会長 横島 タカ江

## 第74回社会を明るくする運動活動募金について（お願い）

日頃、区長様及び町内会長様には社会福祉事業に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことを推進する運動です。

毎年、全国的な運動として展開されております本運動は、皆様から寄付していただいた募金は街頭啓発活動や更生保護施設訪問等、運動の主旨に沿った活動に用いられます。伊豆中央地区保護司会並びに伊豆中央地区更生保護女性会はこの運動を推進するため、募金活動を行なっています。

つきましては、この運動の趣旨を御理解いただき、下記により地区の皆様方に募金の御協力を心からお願い申し上げます。

### 記

#### 1 募金の額

1世帯あたり100円をお願いします。

#### 2 取りまとめ期限

令和6年7月31日（水）を目途に区または町内会ごとに取りまとめをお願いします。

#### 3 納入先

お取りまとめいただいた募金につきましては、大変御手数ですが添付する納付書にて最寄りの金融機関等にて納入をお願いいたします。

担当 伊豆市役所 社会福祉課  
電話 0558-72-9862

納入通知書(控)

納入者 住所 ○○地区 氏名 伊豆区長 様	令和 6 年度 会計名 歳計外	No. 1	
主管課 社会福祉課			
収入 科目 9	項 1	目 1	節 7
金額 (税込) ※※※ ※※※ ※※※	※合計金額を記載		
適用税率	消費税額等 ※※※ ※※※		
ただし 第74回社会を明るくする運動活動 募金 ○○世帯×100円 ※世帯数を記載			
上記の金額を 令和6年7月31日 までに納めてください。			
令和6年4月24日 静岡県伊豆市長			
納付場所 スルガ銀行 富士伊豆農業協同組合 静岡銀行 静岡県労働金庫 静岡中央銀行 三島信用金庫 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 伊豆市会計課 中伊豆支所 天城湯ヶ島支所 土肥支所	伊 中 天 土		

発行者用

納入通知書兼領収書

納入者 住所 ○○地区 氏名 伊豆区長 様	令和 6 年度 会計名 歳計外	No. 1	
主管課 社会福祉課			
収入 科目 9	項 1	目 1	節 7
金額 (税込) ※※※ ※※※ ※※※	※合計金額を記載		
適用税率	消費税額等 ※※※ ※※※		
ただし 第74回社会を明るくする運動活動 募金 ○○世帯×100円 ※世帯数を記載			
上記の金額を 令和6年7月31日 までに納めてください。			
令和6年4月24日 静岡県伊豆市長			
納付場所 スルガ銀行 富士伊豆農業協同組合 静岡銀行 静岡県労働金庫 静岡中央銀行 三島信用金庫 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 伊豆市会計課 中伊豆支所 天城湯ヶ島支所 土肥支所	伊 中 天 土		
上記の金額を領収 しました。 伊豆市金融機関 伊豆市出納員		領収印	

納入者用

納入済通知書

納入者 住所 ○○地区 氏名 伊豆区長 様	令和 6 年度 会計名 歳計外	No. 1	
主管課 社会福祉課			
収入 科目 9	項 1	目 1	節 7
金額 (税込) ※※※ ※※※ ※※※	※合計金額を記載		
適用税率	消費税額等 ※※※ ※※※		
ただし 第74回社会を明るくする運動活動 募金 ○○世帯×100円 ※世帯数を記載			
上記の金額を納入済につき通知します。 伊豆市会計管理者様			
納付場所 スルガ銀行 富士伊豆農業協同組合 静岡銀行 静岡県労働金庫 静岡中央銀行 三島信用金庫 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 伊豆市会計課 中伊豆支所 天城湯ヶ島支所 土肥支所	伊 中 天 土		
静岡県伊豆市		領収印	

主管課用



## 令和6年度 避難行動要支援者等に対する支援について

(健康福祉部 社会福祉課長)

### 1 要旨

市では災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに病気や障がい等の理由により、自力での避難が難しい方について実効性のある避難計画の作成の支援を進めています。

### 2 避難行動要支援者名簿について

災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに1人で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の情報を登録しておくものです。避難支援等関係者に対し、情報を提供することに同意した方（様式集の「同意書」を提出された方）の情報が本日配布した名簿を通して共有されます。

### 3 個別避難計画について

個別避難計画（様式集参照）は災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに確実に避難することを目的としています。災害時に落ち着いて、円滑に避難行動をするためにも平常時から計画を作成しておくことが重要です。

### 4 区長及び自主防災会長に御協力いただくこと

平常時：避難行動要支援者への声かけ及び見守りをお願いします。

個別避難計画作成時に作成支援の依頼をさせていただくことがあります。その際は可能な限り御協力をお願いいたします。

計画作成後に避難訓練を実施する際には要支援者の参加を促すようご配慮をお願いします。

災害時：避難支援者（家族等の避難を支援する側の人）への状況確認及び要支援者の安否確認をお願いします。

### <留意事項>

- ・名簿は1年間の貸与となります。年度末の令和7年3月1日から31日の期間に社会福祉課へ御返却をお願いします。
- ・個別避難計画はよりよい避難を実現しようという趣旨のものです。そのため避難支援等関係者及び計画作成支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

令和6年4月24日

区長・自治会長 様

伊豆市健康福祉部社会福祉課長

令和6年度避難行動要支援者名簿の取扱について

日頃より、福祉行政に御理解、御協力頂き感謝申し上げます。

避難行動要支援者名簿は、伊豆市個人情報保護条例の規定に基づき、避難行動要支援者の避難支援のために利用してください。平常時の見守りや災害時の避難支援に必要な個人情報が記載されているため、事前に下記の項目を御確認ください。

【使用目的】

いつ	目的
平常時	在宅で生活する要配慮者の把握 避難行動要支援者の把握調査
災害時	避難支援及び安否確認

【注意事項】

- ・ 名簿は市からの貸与となります。
- ・ 貸与の期間は令和7年3月31日までの1年間です。年度末に返却をお願いいたします。年度の途中で役員等の任期が満了となる場合は、貸与期間中であっても回収させていただきます。
- ・ 名簿を紛失した場合は、警察に届出が必要な場合があります。

【禁止事項】

- ・ 名簿のコピーを作成すること。
- ・ 名簿の転貸又は譲渡をすること。
- ・ 名簿を不用意に持ち出すこと。

担当 地域福祉スタッフ

電話 0558-72-9862

# なんだろう避難行動要支援者名簿

## 名簿について

災害が発生、又は発生するおそれがあるときに1人で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の情報を登録しておくものです。登録された情報は普段から避難支援等関係者に共有されます。

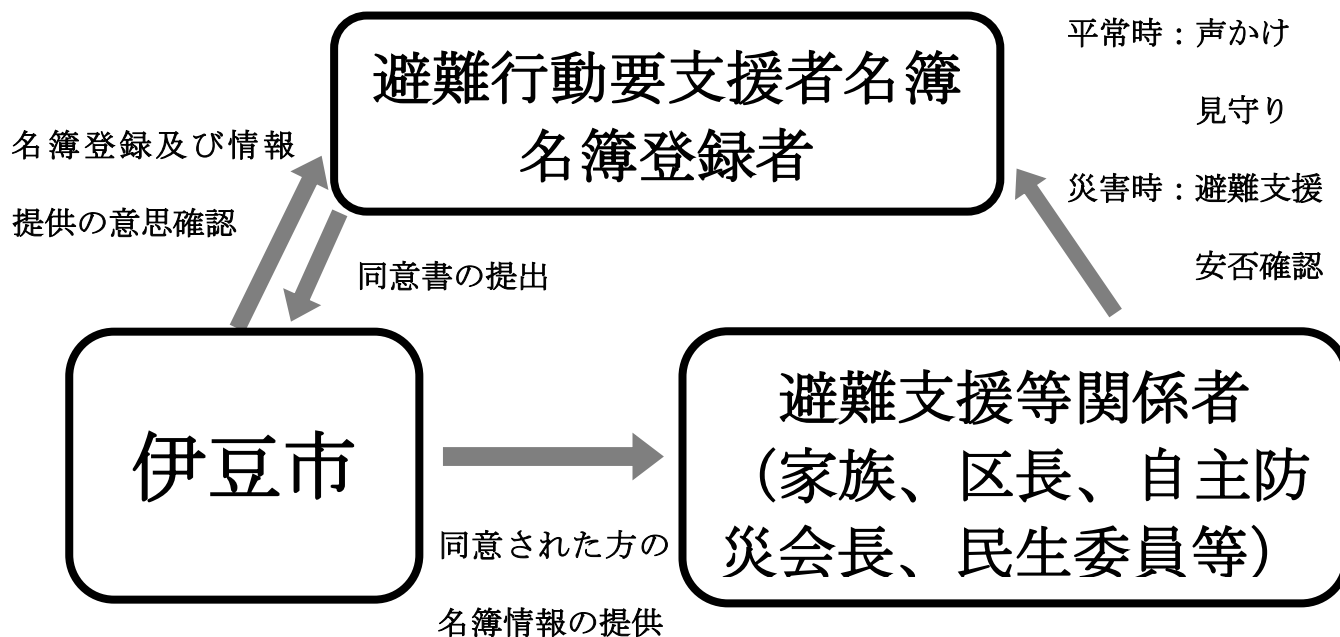
自分の命を守るためには災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに安全な場所に避難することが必要です。災害が起きたときに落ち着いて、円滑に避難行動を行うためにも避難準備を進めましょう。

## 避難行動要支援者の対象者

以下の要件に当てはまる方が避難行動要支援者名簿登録の対象となる要配慮者となります。

- ・ 要介護度3以上の方
- ・ 身体障害者手帳1級又は2級を所持している方
- ・ 療育手帳Aを所持している方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ・ 難病患者で障害者サービスを利用する方
- ・ 上記に準ずる状態で自力で避難することが困難な方

## 情報共有の仕組み



## よくある質問

**質問 1** 名簿に登録したい場合はどうしたらいいの？

**答え 1** 名簿登録及び情報提供への「同意書」を提出していただくことにより、名簿に登録されます。再度、御自身が名簿登録の対象者かどうか御確認いただけますと幸いです。

**質問 2** 名簿にはどのような情報を記載するの？

**答え 2** 住所、氏名、性別、電話番号、生年月日、特記事項（支援が必要な事由）、その他避難支援に必要な事項が記載されます。



**質問 3** 個人情報を提供することに同意しない（同意書を提出しない）場合はどうなる？

**答え 3** 平常時に避難行動要支援者の方の情報が避難支援等関係者に提供されることはありません。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために特に必要があると認めるときは避難行動要支援者本人の同意を得ずして提供される場合があります。

**質問 4** 避難支援等関係者ってだれのこと？

**答え 4** 家族、区長、自主防災会長、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者などの方々を指します。

**質問 5** 個人情報の取り扱いはどうなっているの？

**答え 5** 個人情報の取り扱いについては、災害対策基本法第49条の13の規定により、正当な理由がない限り、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。この条文に基づいて個人情報は適正に管理され、個別避難計画の情報は災害が発生する前（平常時）と発生したとき（災害時）の避難支援に利用されます。

裏面に続く→

**質問 6** 名簿の情報はどのくらいの頻度で避難支援等関係者に提供されるの？

**答え 6** 1年に1度、5月頃に提供されます。名簿は貸与という形で区長、民生委員、自主防災会長に提供しており、年度末に返却していただきます。登録した情報を更新したい場合は社会福祉課まで御連絡ください。

担当 社会福祉課 地域福祉スタッフ  
TEL 0558-72-9862

令和5年4月1日時点で  
個別避難計画を提出済み  
の方宛に発送した文書

対象者に7月頃発送予定

令和5年7月7日

避難行動要支援者名簿登録者 様

社会福祉課長

## 個別避難計画の見直しについて

日頃より、福祉行政に御理解及び御協力頂き感謝申し上げます。

市では、災害時に自力での避難が難しい方について、実効性のある避難ができるように行政、地域及び関係団体等で一体となって支えていきたいと考えております。つきましては、以下のとおり御協力をお願いいたします。

令和5年度以前に作成されている計画の写しを送付します。内容について変更や記入漏れ等が無いかが御確認ください。

## 【変更や記入漏れがある場合】

赤字で修正又は加筆をしてください。

## 【変更がない場合】

そのまま社会福祉課に御返送ください。

## 【介護や障害のサービスを御利用されている場合】

事業所、ケアマネジャー等の情報について、計画に追記をお願いします。

修正していただいた個別避難計画を社会福祉課へ令和5年8月18日（金）までに同封した返信用封筒に入れ、社会福祉課に送付をお願いします。

市で計画の内容を確認後、複写して御返しいたします。御提供いただいた情報は、平常時、災害時ともに行政、地域及び関係団体と共有し、今後の災害に備えていきます。

計画に記入漏れがある場合は、連絡をさせていただきますので、必ず連絡先の記入をお願いします。

担当 社会福祉課 地域福祉スタッフ  
電話 0558-72-9862

令和5年4月1日時点で  
個別避難計画を提出歴が  
無い方宛に発送した文書

対象者に7月頃発送予定

令和5年7月7日

要配慮者 様

社会福祉課長

## 同意書の提出及び個別避難計画の作成について

日頃より、福祉行政に御理解及び御協力頂き感謝申し上げます。

市では、災害時に自力での避難が難しい方について、実効性のある避難ができるように行政、地域及び関係団体等で一体となって支えていきたいと考えております。要配慮者の方の中で自力での避難が難しい方が避難支援を受けるためには、個人情報を提供することへの同意が必要となります。御提供いただいた情報は、平常時、災害時ともに行政、地域及び関係団体と共有し、今後の災害に備えていきます。

つきましては、以下のとおり御協力をお願いいたします。

## 【個人情報の提供に同意する場合】

## 1 同意書の記入及び提出

令和5年9月末日まで同封した返信用封筒にて社会福祉課まで御返送ください。

## 2 個別避難計画の作成及び提出

避難行動の際に個別避難計画に記載された情報を避難支援等関係者に共有するためには情報を共有することへの同意が必要になります。同意される方は個別避難計画の下欄にあります同意をお願いします。

→記入例を参考に御家族、地区民生委員、区長及び自主防災会長等と相談して個別避難計画を作成していただき、令和5年9月末日までに同封した返信用封筒にて社会福祉課まで御返送ください。

市で計画の内容を確認した際、記入漏れがある場合は、連絡をさせていただきますので、必ず連絡先の記入をお願いします。

記入が難しい人や独り暮らしなどで支援者が近くにいない場合には、社会福祉課に御相談ください。作成の支援をさせていただきます。

## 【個人情報の提供に同意しない場合】

同意書の記入及び「同意しません」にチェックしていただき、返送してください。災害が発生又は発生する恐れがある場合に備え、避難に必要な支援を御家族や地域の人と相談をお願いします。

担当 社会福祉課 地域福祉スタッフ  
電話 0558-72-9862

個別避難計画

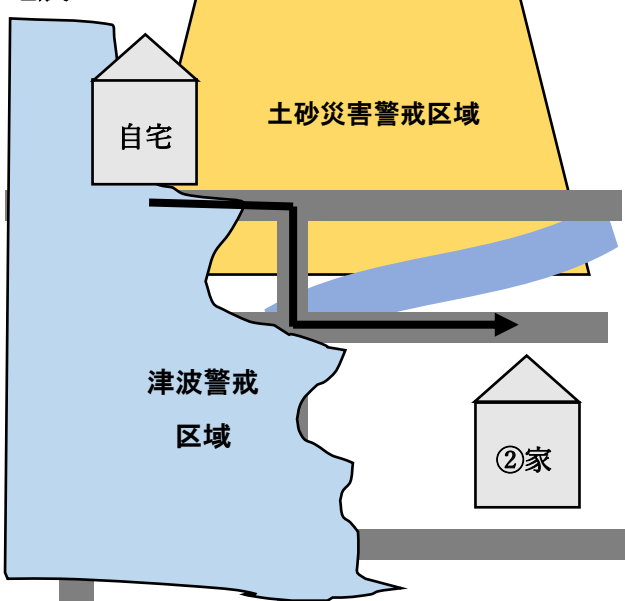
ふりがな	いず たろう	生年月日	昭和〇年〇月〇日	
氏名	伊豆 太郎	住所	伊豆市小立野 38-2	
電話	055-123-4567	携帯電話	090-1234-5678	
支援区分	介護 (3)・4・5)・障害 (身体)・療育・精神)・難病・その他 ( )			
疾患	認知症・脳梗塞			
警戒区域	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 区域外			
緊急連絡先	①	ふりがな	いず いちろう	続柄
		氏名	伊豆 一郎	子
		住所	伊豆の国市〇〇	
		電話番号	055-1111-1111	
	②	ふりがな	いず はなこ	続柄
		氏名	伊豆 花子	妹
		住所	函南町〇〇	
		電話番号	055-2222-2222	
同居人	(有) ( 1人 ) ・ 無 (関係： 妻 避難支援 可 ・ (否)			
避難時に配慮が必要なこと	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input checked="" type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他			
普段いる部屋	玄関を入れて右側の居間	寝室の位置	居間の奥にある部屋	
かかりつけ医療機関	医療機関 〇〇クリニック		電話番号 0558-12-3456	
	医療機関		電話番号	
内服薬	無 ・ (有) ( )			
居宅介護支援事業所	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所	ケアマネジャー		
相談支援事業所	相談支援事業所〇〇	相談支援専門員		
利用中のサービス	事業所 ΔΔデイサービス	連絡先	利用曜日 月・水・金	
	事業所	連絡先	利用曜日	
必要な支援	<input checked="" type="checkbox"/> 情報入手 <input checked="" type="checkbox"/> 声掛け・誘導 <input type="checkbox"/> 移動介助 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

避難支援者	①	ふりがな	あまぎ じろう	続柄	
		氏名	天城 二郎	近所	
		住所	伊豆市〇〇		
		電話番号	055-222-2222		
		支援内容	災害情報に注意して、要支援者と支援者②へ連絡し、避難準備をするよう声掛け		
	②	ふりがな	とい しろ	続柄	
		氏名	土肥 四郎	近所	
		住所	伊豆市〇〇		
		電話番号	055-333-3333		
		支援内容	要支援者を避難先まで誘導する		

避難情報	地震	避難先	支援者②の家	移動手段	徒歩	移動時間	5分
		避難方法	発生後、支援者②の家へ一緒に避難する				
	風水害	避難先	自主避難所	移動手段	支援者②の車	移動時間	10分
		避難方法	支援者①からの連絡を受け、避難先まで支援者②が誘導する				

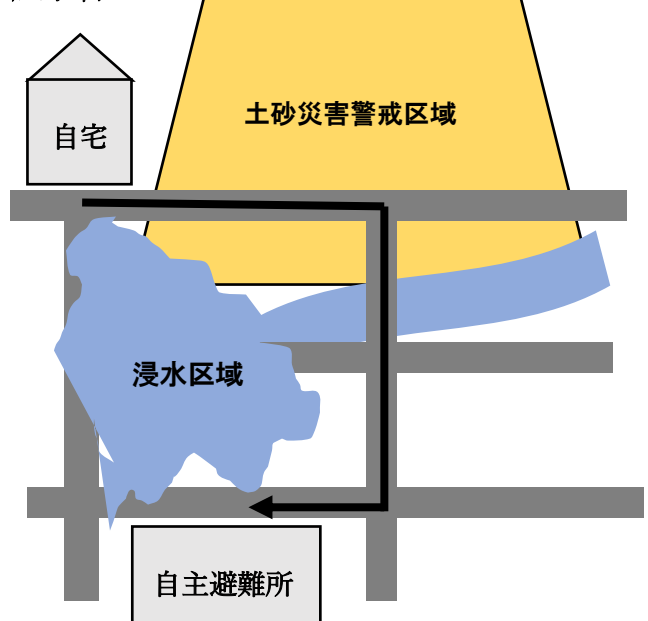
自宅から避難先までの経路

地震



- ・経路の目印
- ・注意事項(大雨による冠水、川の氾濫など)

風水害



- ・経路の目印
- ・注意事項(大雨による冠水、川の氾濫など)

上記のとおり、災害発生時に安全に避難するため、避難支援者などの関係機関に対し、私の情報を共有することに同意します。

令和5年5月1日

署名 伊豆 太郎

(代筆 伊豆 一郎)

## なんだろう個別避難計画

制度について

個別避難計画を作成する目的は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに実効性のある避難支援を実施することです。実効性のある計画を作成し、災害による被害を少なくできるように今のうちから準備してみませんか。

### 個別避難計画の作り方

誰と作る？

- ・ 家族
- ・ 区長
- ・ 民生委員
- ・ 児童委員
- ・ 自主防災会長
- ・ ケアマネージャー
- ・ 社会福祉課スタッフ など

裏面に続く→

## 何を決める？

- ・ 支援が必要な理由（介護度や障害の程度、持っている疾患）
- ・ いつ避難するか（避難する準備、タイミング）
- ・ 誰と避難するか（御家族の方、近所の方、区長、民生委員、児童委員、自主防災会長 など）
- ・ どこに避難するか（指定避難所、知人の家など地震時、風水害時それぞれの場合を検討）
- ・ どのように避難するか（徒歩、車いす、車など）

## よくある質問

**質問 1** 計画の最後の項目に同意しない場合はどうなる？

**答え 1** 計画の内容や情報が避難支援等関係者に共有されません。避難を円滑に落ち着いて行うためにも計画内容の情報提供の同意について御検討ください。

**質問 2** この計画を作成すれば確実に避難支援（等関係）者と避難できるの？



**答え 2** 確実に避難支援（等関係）者と避難できるとは限りません。

発災時、区長さんや民生委員さん、自主防災会長さんは避難所で安否確認や避難状況の確認など避難の指揮をとっている可能性があります。事前に準備し、安全に避難ができる時（高齢者避難指示）に避難しましょう。避難を支援してくれる方も被災することがあります。お互いの命を守るため早めの避難を心がけましょう。

**質問 3** 避難支援等関係者ってだれのこと？

**答え 3** 家族、区長、自主防災会長、民生委員、児童委員、福祉サービス提供者などの方々を指します。

**質問 4** 避難支援を誰かにお願いすることは迷惑にならないの？

**答え 4** 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに1人でも多くの方の命が救われることが重要です。自分の命を守るためにも避難支援者を設定して、安全な場所へ避難できるよう平常時から準備しておきましょう。

**裏面に続く→**

**質問 5** 避難時に避難支援が受けられず、自分（避難行動要支援者）がケガやケガによる障害、死亡した場合、市や避難支援者は法的な責任を負うことになるの？

**答え 5** 個別避難計画はよりよい避難を実現しようという趣旨のものです。そのため市や避難支援者、計画作成支援者に対して計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負うものではありません。

**質問 6** 個別避難計画の情報はどのように管理されるの？

**答え 6** 災害対策基本法第49条の17の規定により個別避難計画の情報を避難支援等の実施に携わる者が、正当な理由がない場合に情報を漏らしてはならないとされています。この条文に基づいて適切に管理され、個別避難計画の情報は災害が発生する前（平常時）と発生したとき（災害時）の避難支援に利用されます。

担当 社会福祉課 地域福祉スタッフ

TEL 0558-72-9862

# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

## 避難情報のポイント

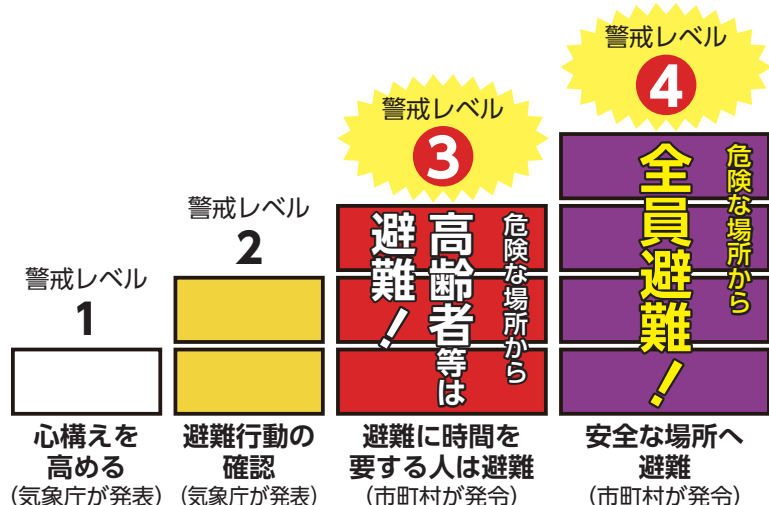
!.....必ず確認してください.....!

### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

## 国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

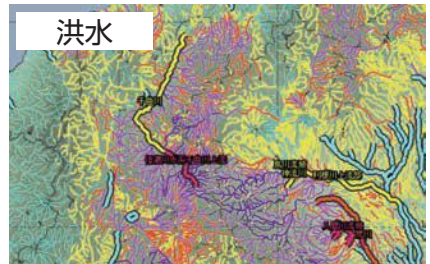
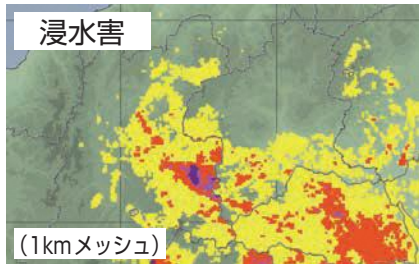
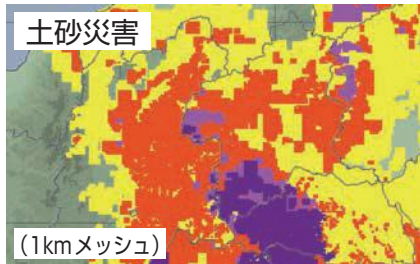
### 危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・溪流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

\*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

### 市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に  
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル  
発信者：市区町村等  
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報  
発信者：気象庁や都道府県等  
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	—
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当 —	—

\*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

# 災害の「備え」チェックリスト



監修／内閣府政策統括官（防災担当）、内閣府男女共同参画局

## 非常用持ち出し袋

避難の際に持ち出すもの！

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 水   | <input type="checkbox"/> 軍手   |
| <input type="checkbox"/> 食品<br><small>（ご飯（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど：最低3日分の用意!）</small> | <input type="checkbox"/> 洗面用具   |
| <input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット・防災ずきん  | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉  |
| <input type="checkbox"/> 衣類・下着   | <input type="checkbox"/> タオル  |
| <input type="checkbox"/> レインウェア  | <input type="checkbox"/> ペン・ノート   |
| <input type="checkbox"/> 紐なしのズック靴  | <b>感染症対策にも有効です!!</b>  |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯（※手動充電式が便利）   | <input type="checkbox"/> マスク  |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ（※手動充電式が便利）  | <input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコール   |
| <input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器  | <input type="checkbox"/> 石けん・ハンドソープ   |
| <input type="checkbox"/> マッチ・ろうそく  | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ  |
| <input type="checkbox"/> 救急用品<br><small>（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）</small>                        | <input type="checkbox"/> 体温計  |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ   | <b>一緒に持ち出そう!!</b>   |
| <input type="checkbox"/> ブランケット  | <input type="checkbox"/> 貴重品<br><small>（通帳、現金、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど）</small> |

## 子供がいる家庭の備え

- |                                       |                                   |                                |
|---------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク（キューブタイプ） | <input type="checkbox"/> 子供用紙オムツ  | <input type="checkbox"/> 抱っこひも |
| <input type="checkbox"/> 使い捨て哺乳瓶      | <input type="checkbox"/> お尻ふき     | <input type="checkbox"/> 子供の靴  |
| <input type="checkbox"/> 離乳食          | <input type="checkbox"/> 携帯用お尻洗浄機 |                                |
| <input type="checkbox"/> 携帯カトラリー      | <input type="checkbox"/> ネックライト   |                                |

## 女性の備え

- |                                  |                                     |                                      |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 生理用品    | <input type="checkbox"/> サニタリーショーツ  | <input type="checkbox"/> 防犯ブザー／ホイッスル |
| <input type="checkbox"/> おりものシート | <input type="checkbox"/> 中身の見えないゴミ袋 |                                      |

## 高齢者がいる家庭の備え

- |                                  |                                   |                                       |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ | <input type="checkbox"/> 入れ歯      | <input type="checkbox"/> デリケートゾーンの洗浄剤 |
| <input type="checkbox"/> 杖       | <input type="checkbox"/> 入れ歯用洗浄剤  | <input type="checkbox"/> 持病の薬         |
| <input type="checkbox"/> 補聴器     | <input type="checkbox"/> 男性用吸水パッド | <input type="checkbox"/> お薬手帳のコピー     |

## 備蓄品

お家に備えておくもの！

- 食料や水（最低3日分!できれば1週間分）× 家族分  
保存期間の長いものを多めに買って置き、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能!
- 生活用品  
例えば、ティッシュ、トイレトーパー、ラップ、ゴミ袋、ポリタンク、携帯用トイレ…など

